強震計移設作業

仕様書

1　適用

本仕様書は独立行政法人建築研究所(以下建築研究所と称する)が発注する強震計移設作業に適用する。

2　目的

新宮市庁舎が建て替え工事に入るため、新宮市における強震観測を継続するために、市庁舎に設置してある強震計を新宮市保健センターへ移設する。

3　履行場所

和歌山県新宮市春日 1 番 1 号 新宮市庁舎

及び

和歌山県新宮市新宮 451 番地 新宮市保健センター

4　一般事項

4.1　受注者の負担の範囲

(1)　業務に必要な工具、計測機器等の機材は、受注者の負担とする。

(2)　業務に必要な消耗部品、材料、油脂等で業務中に消費されるものは、受注者の負担とする。

(3)　廃棄物の処理は、受注者の負担とする。

4.2　業務報告書の書式

報告書の書式及び内容は、下記の項目を基に担当者と協議し作成すること。

(1)　実施日・工程表

(2)　業務結果

(3)　業務前・中・後写真

4.3　関連法規の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5　業務関係図書

5.1　業務計画書

実施体制、全体工程表等を総合的にまとめた業務計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

5.2　作業計画

受注者は、業務計画書に基づき、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、担当技術者、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し、作業開始前に担当者の承諾を得ること。

5.3　貸与資料

本業務の対象機器に備え付けの図面、取扱説明書等は使用する事が出来る。なお、作業終了後は、原状回復を図ること。

5.4　業務の記録

受注者は、担当者と協議した結果について記録を整備すること。

6　業務現場管理

6.1　業務管理

品質、工程、安全等の業務管理を行うこと。

6.2　業務責任者

(1)　受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(2)　業務責任者は、本業務を履行するための経験、知識と技能を有するものとする。

(3)　業務責任者と担当技術者は兼務出来るものとする。

6.3　業務条件

(1)　業務を行う日は、担当者の指示による。

(2)　業務実施可能時間は、平日の 9 時から 17 時とし、履行場所の執務時間を超えないものとする。

(3)　業務時間を変更する場合は、担当者の承諾を受けること。

6.4　火気の取扱い等

(1)　火気を使用する場合は、あらかじめ担当者の承諾を得るものとし、その取扱に際しては十分に注意すること。

(2)　業務関係者の喫煙は、あらかじめ指定された場所において行い、喫煙後は消火を確認すること。

6.5　危険物の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令によること。

6.6　出入り禁止箇所

業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

6.7　養生

作業場所周辺等汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。

6.8　後片付け

業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行う。

6.9　業務履行場所の規則の遵守

業務の遂行に当たっては、強震計の設置対象建物の管理者が定める規則を順守し、現場管理に当たるものとする。

7　業務の実施

7.1　服装等

業務関係者は、名札、または腕章をつけて業務を行うこと。

7.2　担当者の立会い

作業等に際して担当者の立会いを求める場合あらかじめ申し出ること。

7.3　建物管理者への連絡

建物管理者への総括的な連絡は担当者が行うが、実施日時については受注者が直接連絡を行うものとする。

8　業務に伴う廃棄物の処理等

8.1　廃棄物の報告

業務において発生する廃棄物は、種類・数量等を担当者へ報告すること。なお、報告様式は任意とする。

8.2　産業廃棄物の処理

業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。なお、処分に伴う費用は本業務に含むものとする。

9　建物内施設等の利用

9.1　共用施設の利用

(1)　駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は利用することができる。

(2)　駐車場の利用については、受注者が直接施設の許可を得てから利用するものとする。

10 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

10.1 作業用足場等

労働安全衛生法及びその他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとすること。

10.2 持込資機材の残置

業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

11 業務内容

11.1 新宮市庁舎に設置してある観測機器の概要

(1) 観測機器(強震計、加速度計)の概要は次のとおりである。

a) 地下 1 階 強震計(株)アカシ製 SMAC-MDU 型(1 台)

b) 塔屋 1 階(5 階) 加速度計(株)アカシ製 JEP-8A3(1 台)

11.2 作業項目

(1) 強震計及び加速度計撤去

新宮市庁舎に設置してある強震計と加速度計を取り外す。庁舎は取り壊されるため、原状復帰は不要とする。

(2) 強震計及び加速度計設置

新宮市庁舎から取り外した強震計を、新宮市保健センターに設置する(付図 1 参照)。

a) 強震計の設置

・ 設置位置　　塔屋 1 階エレベーター機械室とする。位置を付図 1 に示す。

・ 設置方法　　水平、上下に 2G 以上の加速度が作用しても移動することなく確実に記録が採取できるように、床にアンカーボルトによって固定すること。

b) 加速度計の設置

・ 設置位置　　1 階エレベーター脇 PS 室とする。位置を付図 1 に示す。

・ 設置方法　　水平、上下に 2G 以上の加速度が作用しても移動することなく確実に記録が採取できるように、床にアンカーボルトによって固定すること。

(3) 信号ケーブル敷設作業

強震計と加速度計を結ぶ信号ケーブルを新たに敷設する。

・ 信号ケーブル　　シールド付計装ケーブル(0.3sq-7p)。

・ 敷設経路　　加速度計から塔屋 1 階まで PS 室を立ち上げ、塔屋 1 階で機械室の壁を貫通し、強震計位置まで敷設する。

・ その他　　PS 室内床貫通部分の防火処理及びエレベーター機械室内配線の配管処理は、建物管理者の指示による。

(4) 電話線の敷設

保健センター内 IDF から強震計の位置まで電話線を敷設する。また、現在新宮市庁舎の強震計で用いている電話回線を移設する。

(5) 据付調整

a) 接続後、強震計によって強震記録が確実に採取できるよう調整を行い、所要の性能を有することを確認する。

b) 現有のモデムと接続し、外部からの通信に問題がないことを確認する。

c) 現有のラジオと接続し、時刻校正が正しく行われるよう調整する。

12 履行期限

契約の翌日から平成 26 年 10 月 31 日まで

13 提出書類

(1) 業務報告書

(2) 打ち合わせ書

(3) 上記書類の書式は A4 版縦横書きとし、ファイルに綴じ 1 部を提出するとともに、上記電子データーを保存した電子媒体 1 部(電子媒体の種類は担当者の指示による)

(4) その他担当者が指示したもの(書式、形態、部数は担当者の指示による)

14 業務の検査

(1) 業務完了後、当所検査担当者による検査に合格しなければならない。

(2) 検査に必要な資機材、契約図書、業務関係図書等は受注者で用意すること。

15 その他

本業務に疑義が生じた場合は担当者と協議すること。

16 担当者

国際地震工学センター　鹿嶋俊英

Tel: 029-864-6762

以上

付図１

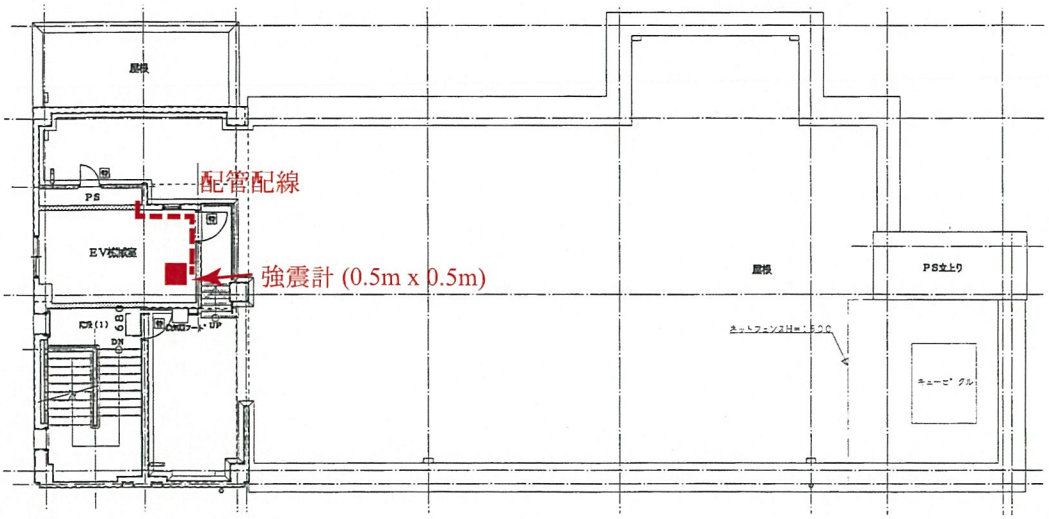

R 階平面

強震計位置図

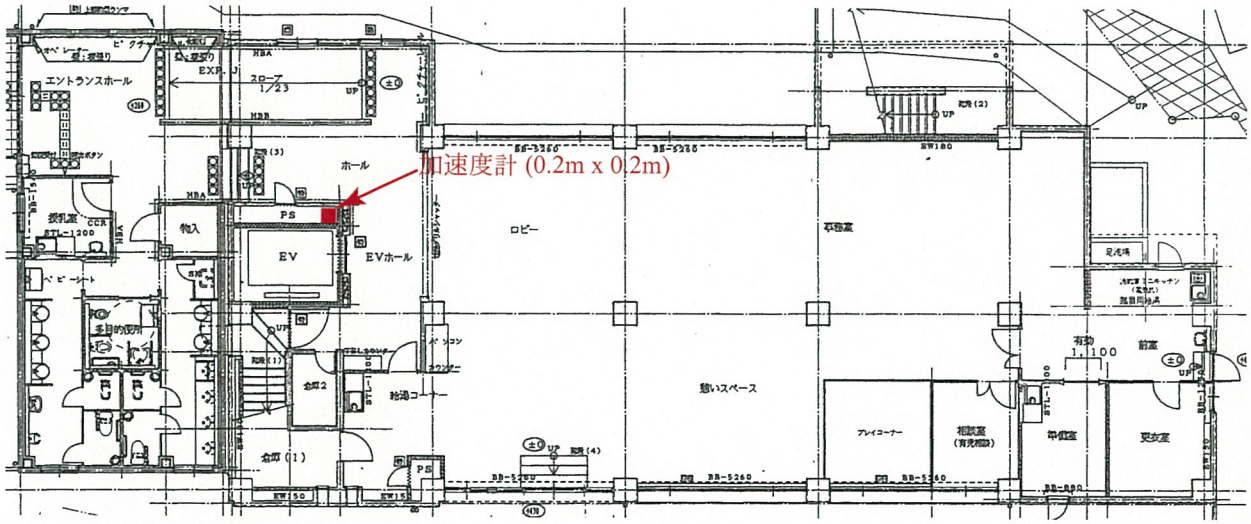

1 階平面

加速度計位置図